

鳥取県西部広域行政管理組合測量等業務最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、組合が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）に係る入札について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格は、組合が入札に付する測量等業務のうち、管理者が最低制限価格を設けることが必要と認めるものについて設けるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の①の欄から④の欄まで（測量業務にあつては、同表の①の欄から③の欄まで）に掲げる経費の額に相当する額の合計額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、最低制限価格を算定することが困難であると管理者が認めるときは、別に定める方法により最低制限価格を算定することができる。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 5 / 1 0	
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 6 / 1 0	諸経費 × 6 / 1 0
土木関係建設コンサルタント業務(1)	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 1 0	一般管理費等 × 5 / 1 0
土木関係建設コンサルタント業務(2)	直接人件費	直接経費	技術経費 × 6 / 1 0	諸経費 × 6 / 1 0
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 9 / 1 0	解析等調査業務費 × 8 / 1 0	諸経費 × 5 / 1 0
補償関係コンサルタント業務(1)	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 1 0	一般管理費等 × 5 / 1 0
補償関係コンサルタント業務(2)	直接人件費	直接経費	技術経費 × 6 / 1 0	諸経費 × 6 / 1 0
備考				
1 業種区分の欄の土木関係建設コンサルタント業務(1)の項及び補償関係コンサルタント業務(1)の項は、「その他原価」と「一般管理費等」を用いて積算する場合に適用する。				
2 業種区分の欄の土木関係建設コンサルタント業務(2)の項及び補償関係コンサルタント業務(2)の項は、「技術経費」と「諸経費」を用いて積算する場合に適用する。				
3 2以上の業種区分に該当する業務の最低制限価格は、それぞれの業務に該当する業種区分に応じて算定した額の合計額とする。				

2 前項の規定により算定した最低制限価格の予定価格に対する割合が3分の2に満たず、又は10分の8.5を超える場合には、当該業務の最低制限価格は、当該割合が3分の2に満たないときは当該予定価格の3分の2に相当する額とし、当該割合が10分の8.5を超えると

3 前2項の規定により算定した最低制限価格は、当該業務に係る予定価格調書に記載するものとする。

第4条 管理者は、最低制限価格を設定する入札を執行しようとするときは、当該入札に係る入札説明書に、次に掲げる事項を記載し、当該入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(2) 最低制限価格を下回った価格をもって申込みをした入札者は、落札者となることができない旨

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回った価格での申込みがあったときには、入札執行者は、当該入札者を落札者とし、宣言し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした入札者のうち最低の価格をもって申込みをした入札者を落札者とするものとする。

附 則

附 則

(經過措置)

附 則

1 この要領は、平成29年4月10日から施行する。

(經過措置)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年5月1日から施行する。

(經過措置)

2 この要領による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合測量等業務最低制限価格設定要領の規

定は、この要領施行の日以後に公告する一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月8日から施行し、この要領による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合測量等業務最低制限価格設定要領の規定は、同日以後に公告する一般競争入札及び指名競争入札について適用する。